

令和7年1月

## 春季健康診断のご案内

(一社)川口地区労働基準協会

会長 石川 義明

〒332-0016 川口市幸町1-1-17

フクロク・ハイ・マンション1号館201号室

TEL 048-258-3756

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、協会の運営に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、**春季巡回健康診断**を下記のとおり実施いたしますので、是非ご利用下さいますよう  
ご案内申し上げます。

日 程 定期及び特殊健康診断ともに実施期間は、4月から6月(土・日曜日祝祭日を除く)  
までです。 申込締切 3/25 (火)

申 込 み ご希望の検診機関名の◇にレ(チェック)をし下記ご記入の上、このまま当協会  
までFAXください。

折り返しご希望検診機関の申込書を送信させていただきます。

送信した申込書にご記入いただき、再度当協会までFAXくださいますようお願い  
致します。 FAX 048-253-7620

### 健診機関

- |                  |           |               |
|------------------|-----------|---------------|
| ◇ 戸田中央総合健康管理センター | 〒335-0022 | 戸田市上戸田2-32-20 |
| ◇ ライフサポートクリニック   | 〒332-0002 | 川口市弥平4-6-24   |

事業所名 \_\_\_\_\_

ご担当者名 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

### 実施要綱

- (1) 健康診断の対象は、会員事業場の従業員です。
- (2) 受診申込書には、定期・特殊の該当欄に受診人数を記入してください。
- (3) 受診場所は原則として申込み事業場としますが、検診車の駐車不能の場合は、最寄りの事業場へお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (4) 受診当日、健康診断個人票を担当医に提出してください。
- (5) 申込書を出されますと検診機関から受診日・受診時間・受診場所等について事業場あてに連絡があります。

## 健康診断結果報告の提出について

次の健康診断結果は、川口労働基準監督署に提出してください

- (1) 衛生管理者の要選任事業場は、「定期健康診断結果報告」を遅滞なく提出
- (2) じん肺健康診断については、毎年12月末日のものを、翌年2月末日までに提出
- (3) 有機溶剤等特殊健康診断は、6ヵ月毎に検診を行いその結果を遅滞なく提出

## そ の 他

- (1) 定期健康診断と特殊健康診断は同時に実施します。
- (2) 健康診断の結果については、検診機関から直接事業場に送付されます。
- (3) 要精密検査場合は、検診機関と相談して実施してください。
- (4) 検診日時等については直接検診機関とご相談ください。
- (5) 受診料は、受診当日検診機関に直接お支払いください。
- (6) 個人票は、検診機関が無料で用意します。

## 川口市勤労者定期健康診断料 補助金交付制度

川口市では、市内中小企業勤労者の健康保持・成人病予防の推進のため、労働安全衛生規則第44条に基づく健康診断を実施した事業者に対し、下記により受診料の一部を補助しております。

・ **資格要件** 市内に中小企業基本法第2条に該当する事業所を有する事業者の方

- |                     |   |                           |
|---------------------|---|---------------------------|
| ◎ 製造業（建設・鉱業・運送業を含む） | — | 従業員 300人以下または資本金3億円以下     |
| ◎ 卸 売 業             | — | 従業員 100人以下または資本金 1 億円以下   |
| ◎ サ ー ビ ス 業         | — | 従業員 100人以下または資本金5,000万円以下 |
| ◎ 小 売 業             | — | 従業員 50人以下または資本金5,000万円以下  |

- ・ **補助の対象** 労働安全衛生規則第44条に規定されている定期健康診断の受診料
- ・ **補助の金額** 未定
- ・ **申請方法** 健康診断を行った後、所定の申請書類に医療機関の発行した領収証を添付して1年以内に申請してください。
- ・ **問合せ先** 経済部経営支援課 TEL 2 5 8 - 7 9 2 1（直通）